

○萩市建築行政事務取扱要領

令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号。以下「県条例」という。）及び萩市建築基準法施行細則（平成24年萩市規則第9号。以下「市細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(諸台帳の整備)

第2条 次の各号に掲げるシステム、台帳を備え、書類の処理状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 台帳・帳簿登録閲覧システム
- (2) 建築物許可台帳
- (3) 仮使用認定台帳
- (4) 道路指定台帳
- (5) 建築協定台帳
- (6) 建築物認定台帳
- (7) 山口県建築基準条例の規定による認定台帳
- (8) 違反建築物処理台帳
- (9) 特殊建築物等定期報告台帳
- (10) 建築設備等定期報告台帳

2 前項に掲げる台帳及びそれらに関する書類等の保存期間は、萩市文書取扱規定（平成17年萩市訓令第1号）の定めるところによる。

(確認申請書の取扱)

第3条 確認申請等の提出があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、台帳・帳簿登録閲覧システムに所定事項を入力の上、確認申請書（計画通知書）調査表（別記第1号様式、別記第2号様式）、開発許可等に関する添付書類（別記第3号

様式)を添付して、速やかに確認申請書及びこれに添付された図書に記載されている事項を審査しなければならない。また、必要があるときは現地を調査しなければならない。

- 2 確認申請書の内容に不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、支障がないと認められるときは、法第93条第1項の規定により、消防長の同意が必要なものは同意を得、第7項の場合を除き法定期間内に確認し、確認済証に建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)印を押し、建築確認台帳を整理の上、申請者へ交付しなければならない。
- 3 法第93条第1項の規定により消防長の同意を得る場合は、消防同意を求める通知書(別記第4号様式)に確認申請書を添付して行うものとする。
- 4 法第93条第4項の規定による通知は、消防通知書(別記第5号様式)に建築計画概要書の写しを添付して建築主事等名をもって行うものとする。
- 5 市細則第13条の規定により確認申請書等に添付するし尿浄化槽調書は3部とし、法第93条第5項の規定により受理後速やかに審査の上、そのうち1部に浄化槽通知書(別記第6号様式)を添付して建築主事等名をもって行うものとする。
- 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、法第93条第5項の規定による通知を行う場合は、特定建築物通知書(別記第7号様式)に建築計画概要書の写しを添付して建築主事等名をもって行うものとする。
- 7 確認申請書等の審査に際し、「期限内に確認できない旨の通知書」を当該申請者に交付した場合は、確認申請書等の通知書の原議を添付しておくこと。
- 8 確認申請書等の確認については、次の各号に掲げる事について注意しなければならない。
 - (1) 計画変更のときは、当該直前の確認済証(添付図書等を含む。)を添付させること。
 - (2) 上階に増築するときは、既存部分の確認済証(添付図書等を含む。)を添付させること。
 - (3) 増築のときは、既存部分について、直近の検査済証又は確認済証の交付の履歴を記入させ、構造、用途、防火区画及び避難施設等を図示させること。
 - (4) 用途変更のときは、変更前の用途及び建築年月日(推定も可)を確認申請書等の「その他必要な事項」の欄に記入させること。
 - (5) 工事監理者を必要とする建築物の確認申請書には、工事監理者名を記入させること。

なお、工事監理者が未定の場合は、工事着手前に工事監理者届（別記第8号様式）を提出させ、台帳整理の上、申請書に添付しておくこと。

(6) 法の規定による許可、認定、指定又は県条例の規定による認定（以下「許可等」という。）を受けている場合は、申請書の第3面14欄に、それぞれの許可等の通知の年月日及び番号並びに許可等を受けた根拠規定を記入させ、許可通知書、認定通知書又は指定通知書の写しを添付させること。

(7) 高さが31メートルを超える建築物等で伝搬障害防止区域内にあるものについては、申請者に対し、施工に先立ち中国総合通信局長と協議を行うよう教示すること。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認の報告の取扱）

第4条 法第6条の2第5項に規定する報告があったときは、適合確認用紙（別記第9号様式）に必要事項を記入し、報告書に記載されている事項を審査し、建築計画概要書を規則及び萩市建築計画概要書閲覧規程（平成17年萩市訓令第45号）に従って縦覧に供さなければならない。

（完了検査申請書等の取扱）

第5条 法第7条の規定による完了検査の申請があったときは、確認台帳等と照会し、変更の有無を確かめ、手数料の額を確認し、受付欄に必要事項を記入し、完了検査を行い、支障がないと認められるものについては、検査済証を交付し、台帳・帳簿閲覧登録システムに所定事項を入力し、「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記載しなければならない。

2 前項の規定により、検査を行った結果、違法の部分又は指示を要する部分がある場合は、「検査済証を交付できない旨の通知書」を建築主に交付し、併せて施工指示書（別記第10号様式）を建築主又は工事監理者に手交し、是正するよう指導しなければならない。ただし、是正内容が軽微であると認められるときは、施工指示書の交付を省略し、口頭による指導とすることができる。

3 法第87条の規定による工事の完了の届出があったときは、受付欄に必要事項を記入し、台帳・帳簿閲覧登録システムに所定事項を入力し、「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記入して整理するものとする。また、必要に応じて現地を確認し、その結果、違法の部分又は指示を要する部分がある場合は、是正するよう指導しなければならない。

4 前2項の指示に係る是正が終了したときは、工事監理報告書（別記第11号様式）に

よりその旨を報告させ、添付された図書等によって是正内容を確認した後に第2項に係るものについては検査済証を交付し、台帳・帳簿閲覧登録システムに所定事項を入力し、「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記入しなければならない。

(中間検査申請書の取扱)

第6条 法第7条の3の規定による中間検査の申請があったときは、台帳・帳簿閲覧登録システムと照合し、変更の有無を確かめ、手数料の額を確認し、受付欄に必要事項を記入し、中間検査を行い、支障がないと認められるものについては、中間検査合格証を交付し、台帳・帳簿閲覧登録システムに所定事項を入力し、「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記入して整理するものとする。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による検査の報告等の取扱)

第7条 法第7条の2第3項及び第7条の4第2項の規定による通知又は法第7条の2第6項及び第7条の4第6項の規定による報告があったときは、「建築基準法令による処分の概要書」に所定事項を記入して整理するものとする。

(工程届の取扱)

第8条 工程届(別記第12号様式)の提出があったときは、受付欄に必要事項を記入し、台帳・帳簿閲覧登録システムに所定事項を入力し、別に定める「工事中の建築物の検査ならびに巡察要領」に基づき現場検査を行わなければならない。

2 前項の規定により、検査を行った結果、違法の部分又は指示を要する部分がある場合においては、第5条第2項及び第4項の規定を準用する。

(建築物の仮使用認定の取扱)

第9条 別に定める「仮使用認定事務処理要領」により取扱うものとする。

(許可申請等の取扱)

第10条 法令の規定による建築許可は、各種地域、地区の指定目的を阻害するおそれがあるばかりではなく、安全上、防災上、交通上及び衛生上の弊害を伴うおそれもあるので、原則として抑制の方針をとり、事前に適地等に計画を変更するよう十分指導しなければならない。ただし、総合設計制度による許可については、この限りでない。

2 周囲の状況、建築物の用途並びに都市計画上の意見により判断して、建築許可もやむを得ないと思われるときは、関係部局と協議し、処理しなければならない。

3 法の規定による許可の申請があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、建築許可台帳(別記第13号様式)に所定事項を記入し、現地を調査し、内

容を審査し、不備又は欠陥があるときには申請者に補正させ、消防長の同意を得た上で、支障がないと認められるときは許可をし、許可申請書の副本を添付した許可通知書を申請者へ交付しなければならない。また、その許可に建築審査会の同意を必要とする場合は、萩市建築審査会に付議しなければならない。

4 許可の申請の審査に当たっては、次の各号に掲げることに注意しなければならない。

(1) 許可を受けようとする理由は、具体的に記入させること。

(2) 騒音、振動、粉じん、煙、煤煙、悪臭、有毒ガス、爆発、火災、汚水、通風、日照等に対する有効な対策書を提出させること。

(3) 利害関係者の名簿は、敷地周囲から最低50メートル範囲内のものとする。

5 法の規定による意見の聴取会の開催については別に定める「建築基準法の規定による意見の聴取手続要領」によるものとする。

(認定申請書及び認定取消申請書の取扱い)

第11条 法の規定による認定の申請があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、建築認定台帳（別記第14号様式）に所定事項を記入し、内容を審査し、必要があるときは現地を調査し、不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、支障がないと認められるときは認定をし、必要な場合はその旨を公示し、認定通知書を申請者に交付しなければならない。

2 法第86条の5第2項の規定による認定取消しの申請があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、内容を審査し、必要があるときは現地を調査し、不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、支障がないと認められるときは認定の取消しを行い、建築認定台帳に所定事項を記入し、認定取消通知書を申請者に交付しなければならない。

(山口県建築基準条例の規定による認定事務取扱)

第12条 県条例の規定による認定事務は、別に定める「山口県建築基準条例の規定による萩市認定事務処理要領」により行うものとする。

(安全上の措置等に関する計画届の取扱)

第13条 法第90条の3の規定による安全上の措置等に関する計画届の提出があったときは、受付欄に必要事項を記入し、内容を審査し、必要があるときは現地を調査し、不備又は欠陥があるときはその内容を補正させなければならない。

(道路の指定関係の取扱)

第14条 市細則第14条第1項の規定による道路位置指定申請書の提出があったときは、市細則第15条第2項の規定による道路位置表示届を提出させ、受付欄に必要事項を記入し、道路指定台帳（別記第15号様式）に所定事項を記入の上、別に定める「道路位置指定指導基準」により内容を審査し、不備又は欠陥があるときは申請者に補正させ、現地を検査し、支障がないと認められるときは、道路位置表示届に必要事項を記入し、道路位置指定通知書を申請者へ交付し、指定した旨の公告をしなければならない。

2 法第42条第1項第4号による指定の取扱いは、別に定める「建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路指定の事務処理要領」により行うものとする。

（違反建築物の取扱）

第15条 違反建築物の発生を防止するため、随時管内を巡視指導しなければならない。

2 違反建築物の処理については、別に定める「違反建築物等取扱事務処理要領」により行うものとする。

3 法第90条の2の規定による工事中における建築物の使用禁止、使用制限等の処理については、別に定める「違反建築物等取扱事務処理要領」に準じて行うものとする。

（確認を受けた建築物等の計画の変更等）

第16条 確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認申請事務処理は、別に定める「建築確認申請の計画変更手続きの取扱」により行うものとする。

2 確認を受けた建築物等の計画の変更が法第6条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更該当するときは、工事監理報告書により変更内容を報告させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、台帳・帳簿登録閲覧システム及び建築計画概要書等を整理しなければならない。

3 確認を受けた建築物等の建築主、築造主又は設置者に係る事項に変更が生じた場合には、建築主等変更届（別記第16号様式）により届出させ、その記載内容を審査し、支障がないと認めるときは、台帳・帳簿登録閲覧システム及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

4 確認済証の交付を受けた建築物の工事監理者に係る事項に変更が生じた場合には、工事監理者届により届出させ、その記載内容を審査し、支障がないと認めるときは、台帳・帳簿登録閲覧システム及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

5 確認済証の交付を受けた建築物等の工事施工者に係る事項に変更が生じた場合には、

工事施工者届（別記第17号様式）により届出させ、その記載内容を審査し、支障がないと認めるときは、台帳・帳簿登録閲覧システム及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

6 確認済証の交付を受けた建築物等の敷地の地名地番に変更が生じた場合（誤記あるいは号分筆による場合に限る。）には、敷地地名地番変更届（別記第18号様式）により届出させ、その記載内容を審査し、支障がないと認めるときは建築確認台帳及び建築計画概要書等を整理しなければならない。ただし、この扱いは検査済証交付後は適用しない。

7 法第18条第1項にかかる建築物等について第2項から第6項までの規定を準用する。
この場合、「建築主」とあるのは「通知者」と読み替えるものとする。

（許可を受けた建築物等の計画の変更等）

第17条 許可を受けた建築物等の計画に変更が生じた場合で、再許可を要しないときは、建築許可変更届（別記第19号様式）により変更内容を報告させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、建築許可台帳を整理しなければならない。

（証明その他事務の取扱）

第18条 市細則第6条の規定による工事取りやめ届の提出があったときは、台帳・帳簿登録閲覧システム及び建築計画概要書等を整理しなければならない。

2 確認済証交付前に確認申請取り下げ届（別記第20号様式）の提出があったときは、台帳・帳簿登録閲覧システムを整理し、確認申請書の副本を申請者に返却するものとする。

3 建築確認台帳記載事項証明願（別記第21号様式）の提出があったときは、その記載内容を台帳・帳簿登録閲覧システムと照合した上で、手数料の額を確かめ、建築確認台帳記載事項証明書（別記第22号様式）を申請者に交付しなければならない。

4 建築確認不要証明願（別記第23号様式）が提出されたときは、手数料の額を確かめ、その記載内容を確認した上で、建築確認不要証明書（別記第24号様式）を申請者に交付しなければならない。

（建築工事届の取扱）

第19条 法第15条の規定による建築工事届の提出があったときは、その記載内容を審査し、確認済証番号、確認済証交付年月日及び確認済証交付者を記入し、毎月末日に取りまとめ山口県に送付しなければならない。

2 法第15条の規定による建築物除却届の提出があったときは、毎月末日に取りまとめ

山口県に送付しなければならない。

(建築物災害報告書の取扱)

第20条 法第15条第3項の規定による建築物災害報告書（建築動態統計調査規則第3号様式）を作成し、山口県に送付しなければならない。

(報告事務の取扱)

第21条 建築行政の資料として、次の各号に掲げる報告書を期日までに取りまとめ、山口県に報告しなければならない。

- (1) 確認申請等取扱月報
- (2) 木造3階建て住宅に関する調査

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。